

子育て世帯対象

浴室給湯設備設置費用

の補助金・給付金が始まりました。



●対象世帯

浴室給湯設備が整備されていない市営住宅に居住する
子育て世帯のうち、次の条件を満たす世帯

月額所得額が
65,000円以下
※ 家賃減免基準と同じ



妊婦又は高校生までの子がいる世帯

※ 高校生までの子とは、満18歳に達する日以後の
最初の3月31日までの間にある子をいいます。

※ 市営住宅使用料等の滞納がある場合は、対象とならないことがあります。

●対象経費等 浴室給湯設備を新設するために必要な経費

※使用に耐えない既存の浴室給湯設備を取り替える場合も対象となります。

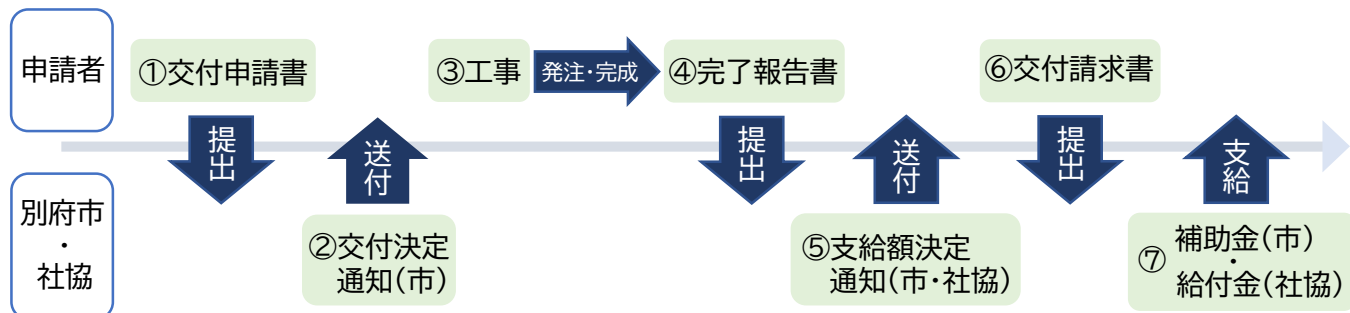
| 浴室給湯設備の区分 | 対象経費の上限 | 市の補助金 | 社協の給付金 |
|--------------|---------|---------------|---------------|
| 給湯器 を設置する場合 | 18万円 | 対象経費の 5分の4 | 対象経費の 5分の1 |
| + 浴槽 を設置する場合 | 23万円 | | |
| 風呂釜 を設置する場合 | 10万円 | 対象経費の 5分の4 | 対象経費の 5分の1 |
| + 浴槽 を設置する場合 | 15万円 | | |

浴室給湯設備の設置は
対象経費の上限まで
自己負担なし
※設置事業者の代理受領の場合

※ 市と社協の割合は、補助金に端数が生じない場合のものです。

※ 予算額を超えた場合には、申請受付を打ち切ることがあります。

●手順のながれ(申請方法は裏面)



市の補助金 社協の給付金の申請方法

申請は、**印鑑持参**のうえ、次の書類を窓口に提出してください。
なお、浴室給湯設備の発注は、市の補助金交付決定後に行ってください。

- ① 浴室給湯設備の見積書（浴室給湯設備の型番が分かるもの）
- ② 既存の浴室給湯設備が使用に耐えないことが分かる書類
※ 既存の浴室給湯設備を取り替える場合に提出してください。
- ③ 母子手帳
※ 高校生までの子がいない場合に提出してください。

補助金・給付金の支払方法

次のいずれかを選択できます。

- ① 申請者の口座への振込み
- ② 浴室給湯設備の設置事業者の口座への振込み
※ 設置事業者の承諾が必要です。

提出窓口

別府市役所 3階 別府市住宅管理センター

受付時間 8：30～18：00

※17時以降は要予約（0977-21-2200）

